一般競争入札の実施に係る公告
（電子入札対象案件）

標記について、希望者は以下により競争参加資格確認申請書等を提出されたく公告する。
本件は、競争参加資格確認申請書及び付随の資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成 30 年 11 月 15 日
独立行政法人都市再生機構
九州支社長　西周　健一郎

1　業務の概要
(1)　業務名
嘉島町蔵園団地・浮明団地災害公営住宅建設工事監督業務
(2)　業務内容
主な業務内容は以下のとおりである。
主任監理員・監理員
建築、電気設備、機械設備、土木、造園については、国土交通省告示 15 号別添一に示す「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」のうち、次の業務を行う。
・工事監理方針の説明等（工事監理方針の説明、工事監理方法変更協議）
・設計図書の内容把握等（設計図書の内容把握、質疑書の検討）
・設計図書に照らした施工図等の検討及び報告（施工図等の検討及び報告、工事材料、設備機器等の検討及び報告）
・工事と設計図書との照合確認
・工事と設計図書との照合確認の結果報告書作成
・工事監理報告書の提出
・工程表の検討及び報告
・設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
・工事と工事請負契約書との照合、確認、報告等
・関係機関の検査の立会い
(3)　業務の詳細な説明
本業務の内容は「特記仕様書」のとおり。
(4)　成果品
業務処理結果報告書　１部
(5)　履行期間
以下のとおり予定している。
契約締結日の翌日から平成 31 年８月 12 日まで
なお、業務毎の履行期間は、特記仕様書による。
(6) その他
本業務は対象となる工事請負契約に付随した業務であることから、対象工事毎の工事請負契約の締結状況により、当該業務の契約を変更、延期、保留又は中止することがある停止条件付業務である。

2　競争参加資格
（企業に関する資格要件）
(1)　1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2)に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。
1)　単体企業
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当するものでないこと。
②　当機構九州地区における平成 29・30 年度測量等建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「建築監理」の業種区分の認定を受けていること。
③　本業務のうち、上記 1（1）1）及び 2）に係る工事の設計業務等の受託者※1 又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係※2 がある者でないこと。

※１「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
1）有限会社森繁建築研究所（本店所在地：熊本県熊本市）
2）株式会社集研設計（本店所在地：東京都新宿区）

※２認定基準：関係があると認められる者とは、おおむね次のような者とする。

［1］ 受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）。

［2］ 受託者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合

［3］ 受託者と参加意思表明者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加意思表明者については、その実態に即して判断する。

④ 申請書を提出する者は、建設業許可者と資本面若しくは人事面で関係※がないこと。

※認定基準：関係があると認められる者とは、おおむね次のような者とする。

［1］ 建設業許可者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）。

［2］ 建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合

［3］ 建設業許可者と参加意思表明者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加意思表明者については、その実態に即して判断する。

⑤ 一級建築士の資格を有する者が２名以上在籍していること。

⑥ 平成 15 年度以降に完了した a 又は b いずれかの工事監理の実績を有する者。

a 木造建物の工事監理の実績

木造住宅の２戸同時※の実績（再委託による実績は含まない。）

※ 重複期間が１ヶ月以上あるものに限る。

b イ又はロいずれかのＲＣ造住宅等の工事監理の実績

イ 公的機関※が発注した５階以上かつ 30 戸以上のＲＣ造共同住宅の実績（再委託による実績は含まない。）

ロ 熊本県内における３階以上かつ 20 戸以上のＲＣ造共同住宅の実績（再委託による実績は含まない。）

※「公的機関」とは、国、地方公共団体、公社又は独立行政法人等をいう。

⑦ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑧ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものでないこと

（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）。

2) 共同企業体

① 1)に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 30 年 11 月 15 日付け九州支社長）に示すところにより九州支社から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。<u>ただし、1)⑥における代表者以外の者の実績は「平成 15 年度以降に完了した住宅（戸建てでも可）の工事監理の実績」でよい。</u>

② 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

(2) 再委託

1) 主たる業務の再委託は原則として禁止とする。ただし、次に掲げるものは、あらかじめ機構の承諾を得て再委託できるものとする。

なお、主たる業務とは管理技術者並びに建築意匠の工事監理をいう。

・担当技術者（主任監理員）電気、機械、土木、造園
・担当技術者（監理員）電気、機械
・監理業務の一部で専門的な技術（特殊工法、建築（構造））を有する担当技術者

（予定監理技術者における資格要件）

(3)　予定技術者

資格基準は「監督業務特記仕様書」の「資格基準」による。

1)　予定管理技術者

予定管理技術者については、①、②、③及び④に示す条件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体により業務を実施する場合には、②における代表者以外の者の実績は「平成 15 年度以降に完了した住宅（戸建てでも可）の工事監理の実績」でよい。

①　一級建築士として５年以上の実務経験を有し、かつ５年以上の業務の統括管理経験を有する者

②　平成 15 年度以降に完了したａ又はｂいずれかの工事監理の実績を有する者。

ａ　木造建物の工事監理の実績

イ　木造住宅の２戸同時※の実績（再委託による実績は含まない。）

※　重複期間が１ヶ月以上あるものに限る。

ｂ　イ又はロいずれかのＲＣ造住宅等の工事監理の実績

イ　公的機関※が発注した５階以上かつ 30 戸以上のＲＣ造共同住宅の実績（再委託による実績は含まない。）

ロ　熊本県内における３階以上かつ 20 戸以上のＲＣ造共同住宅の実績（再委託による実績は含まない。）

※「公的機関」とは、国、地方公共団体、公社又は独立行政法人等をいう。

③　恒常的な雇用関係

予定管理技術者は、申請書の提出期限日時点において、本業務の受注者と雇用関係があること。

④　共同企業体により業務を実施する場合には、構成員毎に管理技術者を配置し、本業務を統括する管理技術者は代表者が配置すること。

2)　予定担当技術者

①及び②に示す条件のもと、資格基準に示す有資格者を担当者として、適切に配置及び選任できること。

①　職種毎に主任監理員を選任すること。

②　主任監理員、監理員及び各職種間の兼務条件は仕様書による。

３　総合評価に関する事項

(1)　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる②の「価格評価点」と③により得られた「技術評価点」との合計値（評価値）をもって行う。

②　価格評価点の算出は、次のとおりとする。

価格評価点＝30×（1－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出は、次のとおりとする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出方法は、申請書及び資料の内容に応じ、イ、ロ及びハの評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとする。

イ　企業の業務実績

ロ　予定管理技術者の経験及び能力

ハ　工事監理方針・体制

(2)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」並びに「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」及び「工事監理方針・体制」に対する技術提案をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の範囲内である者のうち、(1)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

4　入札手続等

(1)　入札説明書・関連書類の交付期間及び交付方法

交付期間：平成30年11月15日(木)から平成30年12月20日(木)まで

交付方法：当機構ホームページからのダウンロードとする。

申請書作成のためにワードデータが必要な場合は、入札説明書Ｐ4　7 (2)まで連絡すること。

(2)　申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

①提出期間：イ　電子入札システムによる場合

平成 30 年 11 月 16 日（金）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前８時 30 分から午後８時まで（ただし、平成 30 年 11 月 30 日（金）は午後５時までとする。）

ロ　紙入札による場合

平成 30 年 11 月 16 日（金）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前８時 30 分から午後８時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

②提出場所：〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構 九州支社 経理部経理課　電話092-722-1099

③提出方法：申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、支社長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できるものが持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3)　入札書の提出期限及び方法

提出期限：平成 30 年 12 月 21 日（金）午前 10 時 00 分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、支社長の承諾を得た場合は、上記４(2)②に持参又は郵送すること（電送によるものは受け付けない。）。

(4)　開札の日時及び場所

開札日時：平成 30 年 12 月 21 日（金）午前 10 時 30 分

開札場所：福岡県福岡市中央区長浜２-２-４

独立行政法人都市再生機構九州支社総務部　入札室

天変地異その他の理由により入札及び開札の執行を執行することが困難であると認められるときは、当該入札及び開札の執行を延期し、停止し、又は中止することができるものとする。

(5)　本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人１者だった場合は（関係法人を代表者とする共同企業体１者だった場合を含む。）、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

２(1)1)②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、４(2)まで申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(4)　問合せ先

①　公募方法全般に関すること。

入札説明書Ｐ４　６(2)に同じ。

②　平成 29・30 年度の競争参加資格に関すること。

４(3)に同じ。

(5)　本工事の積算に当たっては、平成30年３月から適用する公共工事設計労務単価を適用する。

(6)　詳細は入札説明書による。

(7)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以　上

競争参加者の資格に関する公示

嘉島町蔵園団地・浮明団地災害公営住宅建設工事監督業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示します。

平成 30 年 11 月 15 日
独立行政法人都市再生機構
九州支社長　西周　健一郎

1　業務概要
(1)　業務名
嘉島町蔵園団地・浮明団地災害公営住宅建設工事監督業務
(2)　業務内容
主な業務内容は以下のとおりである。
主任監理員・監理員
建築、電気設備、機械設備、土木、造園については、国土交通省告示 15 号別添一に示す「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」のうち、次の業務を行う。
・工事監理方針の説明等（工事監理方針の説明、工事監理方法変更協議）
・設計図書の内容把握等（設計図書の内容把握、質疑書の検討）
・設計図書に照らした施工図等の検討及び報告（施工図等の検討及び報告、工事材料、設備機器等の検討及び報告）
・工事と設計図書との照合確認
・工事と設計図書との照合確認の結果報告書作成
・工事監理報告書の提出
・工程表の検討及び報告
・設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
・工事と工事請負契約書との照合、確認、報告等
・関係機関の検査の立会い
(3)　履行期間
以下のとおり予定している。
契約締結日の翌日から平成 31 年８月 12 日まで
なお、業務毎の履行期間は、特記仕様書による。

2　申請の時期
平成 30 年 11 月 15 日（木）から平成 30 年 11 月 26 日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後５時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで

3　申請の方法
申請者は、様式１に本業務に係る共同企業体協定書（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、提出の前日までに、提出日時を提出場所に連絡の上、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、提出場所は次のとおり。(「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。）と同じ。)
〒810-8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構 九州支社 経理部経理課　電話092-722-1099

4　共同企業体としての資格及び審査
次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。
(1)　組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構九州地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「建築監理」の業種区分の認定を受けている

こと。
③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
④　本件業務の同種又は類似業務の実績を有する者であること。
⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(2)　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により本業務に係る共同企業体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る共同企業体協定書において明らかであること。

(3)　代表者要件
構成員において決定された代表者は、本業務に係る共同企業体協定書において明らかであること。

(4)　共同企業体の協定書
共同企業体の協定書が、様式２及び様式３示された「○○共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い
４(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も２及び３により申請することができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されているためには、４(1)②の認定を受けていない構成員が４(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合においては、４(1)②に認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４(1)②の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知
様式４又は様式５「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間
６の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他
共同企業体の名称は「嘉島町蔵園団地・浮明団地災害公営住宅建設工事監督業務○○・△△共同体」とする。

以　上

様式１

競争参加資格審査申請書

貴支社等で行われる○○○○業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第　　号	年　月　日		第　　号	年　月　日

登録等を受けている事業

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第　　号	年　月　日		第　　号	年　月　日

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　九州支社長　殿

共同企業体名　○○○○共同体

（代表者）　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者氏名
電　　話

（構成員）　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

様式２

○○共同企業体協定書

（目的）
第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。
　一　○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。）
　二　前号に附帯する業務
（名称）
第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。
（事務所の所在地）
第３条　当共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。
（成立の時期及び解散の時期）
第４条　当共同体は、　　年　　月　　日に成立し、○○業務の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することはできない。
（注）　○の部分には、例えば３と記入する。
２　○○業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
（構成員の住所及び名称）
第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。
　○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社
　○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社
（代表者の名称）
第６条　当共同体は、○○株式会社を代表者とする。
（代表者の権限）
第７条　当共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
２　構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。
　なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。
（分担業務）
第８条　各構成員の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。
　○○の○○業務　○○株式会社
　○○の○○業務　○○株式会社
２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。
（運営委員会）
第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○業務の履行に当たるものとする。
（構成員の責任）
第 10 条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第 11 条　当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。
（構成員の必要経費の分配）
第 12 条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。
（共通費用の分担）
第 13 条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において。各構成員の分担額を決定するものとする。
（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。
（権利義務の譲渡の制限）
第 15 条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。
（業務途中における構成員の脱退）
第 16 条　構成員は、当共同体が○○業務を完了する日までは脱退することができない。
（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
第 17 条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。
２　前項の場合においては、第 14 条第２項及び第３項の規定を準用する。
（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）
第 18 条　当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
（協定書に定めのない事項）
第 19 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社他○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。
年　　月　　日

○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印

○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印

様式３

○○・△△共同企業体協定書第８条に基づく協定書

○○支社発注に係る○○○○業務については、△△・××共同企業体協定書第８条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務類を次のとおり定める。

記

分担業務類（消費税及び地方消費税の額を含む。）

○○業務　○○株式会社　○○円

○○業務　○○株式会社　○○円

○○株式会社他○社は上記のとおり分担業務類を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成○年○月○日

○○○○○○○○共同体

代表者　○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印

○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印

様式４

競争参加資格認定通知書

業 務 名
郵便番号
住　　所
宛　　名
代 表 者

殿

登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成○年○月○日
独立行政法人都市再生機構　九州支社長　西周　健一郎　印

先に申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があることを認定しましたので、通知します。

業　種　区　分	

有効期限　認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。

様式５

競争参加資格認定通知書

業 務 名
郵便番号
住　　所
宛　　名
代 表 者

殿

登録番号　　受付番号

平成〇年〇月〇日
独立行政法人都市再生機構　九州支社長　西周　健一郎　印

先に申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、通知します。

業　種　区　分	